

青森県報

第三千五百四十六号

平成二十四年
六月一日
(金 曜 日)

目 次

規 則

青森県税条例施行規則の一部を改正する規則…………… (税 務 課) …… 一

告 示

平成二十三年青森県商品流通調査の実施…………… (統 計 分 析 課) …… 二

道路の区域の変更…………… (道 路 課) …… 二

道路の供用の開始…………… (同) …… 二

保安林皆伐許容面積の限度…………… (林 政 課) …… 三

公 告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する

同法第十条第一項の規定による公告…………… (県 民 生 活 課) …… 五

右 同…………… (同) …… 五

右 同…………… (同) …… 六

右 同…………… (同) …… 六

毒物劇物取扱者試験の施行…………… (医 療 薬 務 課) …… 六

出 先 機 関

土地改良区の役員の就任及び退任…………… (中 南 地 域 局) …… 七

土地改良区の役員の退任…………… (同) …… 七

土地改良区の役員の就任及び退任…………… (同) …… 七

右 同…………… (上 北 地 域 局) …… 八

公 安 委 員 会

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示…………… (会 計 課) …… 九

正 誤

平成二十年七月十一日定例出先機関中…………… (中 南 地 域 局) …… 一〇

規 則

青森県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年六月一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第三十七号

青森県税条例施行規則の一部を改正する規則

青森県税条例施行規則（昭和三十四年五月青森県規則第六十一号）の一部を次のように改正する。

第四条の三を第四条の四とし、第四条の二の次に次の一条を加える。

（指定代理納付者の指定の告示）

第四条の三 知事は、徴収金について地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二第六項の規定により指定代理納付者の指定をした場合においては、次に掲げる事項を告示するものとする。

- 一 指定代理納付者の住所及び氏名又は名称
- 二 指定代理納付者に納付させることを申し出ることができる徴収金
- 三 指定代理納付者に納付させることを申し出ることができる期間

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

青森県告示第四百六十二号

平成二十三年青森県商品流通調査を次のとおり実施するので、青森県統計調査条例(平成二十一年三月青森県条例第十二号)第三条の規定により告示する。

平成二十四年六月一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 調査の目的

本調査は、都道府県間における商品流通状況を把握し、平成二十三年青森県産業連関表を作成するための基礎資料を得ることを目的とする。

二 調査対象の範囲

県内の製造業に係る事業所

三 報告を求めるとする事項及びその基準となる期間

平成二十三年(暦年)の年間実績について、製造品の自工場生産額、自工場消費額、輸出出荷額、国内向出荷額、国内向出荷額の消費地別構成比及び業種別構成

比に係る事項の報告を求める。

四 報告を求めるとする者

経済産業省が実施する平成二十三年商品流通調査の対象となる事業所を除き、生産品目別に出荷額の大きい順に抽出した三百五十事業所

五 報告を求めるとするに用いる方法

調査票を直接対象事業所に郵送し、自計申告された調査票を回収する郵送自計方式とする。

六 報告を求めるとする期間

調査は、平成二十四年七月二日から同月三十一日までの間において行う。

青森県告示第四百六十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十四年六月三十日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十四年六月一日

青森県知事 三 村 申 吾

1	図面番号	道路の種類	路線名	変更の区間	変更の前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
県道		むつ尻屋崎線		下北郡東通村大字目名字新橋九一から下北郡東通村大字目名字新橋八〇まで	前 後	一一・二〇四メートルから 一四・三九メートルまで	一〇六・二七メートル	
					後	一一・三・二二メートルから 二八・二六メートルまで	一一三・六〇メートル	

青森県告示第四百六十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十四年六月三十日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十四年六月一日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道むつ尻屋崎線	下北郡東通村大字目名字新橋九一から 下北郡東通村大字目名字新橋八〇まで	平成二四・六一

青森県告示第四百六十五号

森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第四条の二第三項の規定により、平成二十四年度保安林皆伐許容面積の限度を次のとおり公表する。

平成二十四年六月一日

青森県知事 三 村 申 吾

皆伐許容面積限度を定める単 位区域又は森林の集団の所在	保安林種	皆伐許容面積限度 (ヘクタール)
中村川〱笹内川	水源かん養保安林	一、四〇四・九二
岩木川下流	"	五二七・二四
岩木川上流	"	九三七・八八
平川	"	三九九・二四
浅瀬石川	"	六五九・六四
今別川〱蟹田川	"	一、〇二〇・〇八
青森地区	"	八四七・四〇
下北東部	"	一、二八〇・九四
下北西部	"	九四五・八四
上北地区	"	一五六・六八

七戸川	"	六一六・九八
奥入瀬川	"	五六五・四二
馬淵川下流	"	八九三・三六
新井田川	"	一六八・〇六
中村川〱笹内川	土砂流出防備保安林	一八〇・三八
岩木川下流	"	三一〇・七二
岩木川上流	"	七・四〇
平川	"	四〇・六八
浅瀬石川	"	一〇六・三四
今別川〱蟹田川	"	一八・五六
青森地区	"	一五九・二八
下北東部	"	一四九・四六
下北西部	"	二四・四八
上北地区	"	八〇・三四
七戸川	"	一・一四
奥入瀬川	"	九六・四〇
馬淵川下流	"	九九・五六
新井田川	"	〇・一八

下北郡東通村	弘前市	北津軽郡鶴田町	五所川原市	つがる市	西津軽郡深浦町	西津軽郡鰺ヶ沢町	八戸市	上北郡おいらせ町	三沢市	上北郡横浜町	上北郡六ヶ所村	上北郡野辺地町	下北郡大間町	むつ市	下北郡東通村	五所川原市	つがる市
〃	〃	〃	〃	〃	〃	防風保安林	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	飛砂防備保安林
一三・八〇	〇・二六	三・二八	一五・九六	二五・四一	二・八四	三・五六	二・六六	四・八〇	一一・一六	一一・五〇	一一・〇六	六・二〇	〇・三六	〇・三二	二二・一六	六・二〇	六・一四

十和田市	上北郡七戸町	上北郡東北町	むつ市	下北郡大間町	東津軽郡平内町	青森市	東津軽郡外ヶ浜町	北津軽郡中泊町	上北郡おいらせ町	十和田市	三沢市	上北郡東北町	上北郡七戸町	上北郡横浜町	上北郡六ヶ所村	上北郡野辺地町	むつ市
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	干害防備保安林	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
二・七四	二・八〇	〇・三八	三〇・九八	三・六〇	一〇二・九四	一・七六	〇・〇八	二・四〇	〇・〇二	〇・四八	四・七〇	〇・六〇	〇・六六	八・三〇	三三・八一	〇・五〇	四・二〇

三沢市	"	三・二六
上北郡六ヶ所村	"	四八・二八
八戸市	"	一・〇〇
三戸郡階上町	"	三・八四
三戸郡三戸町	"	九・三二
三戸郡南部町	"	八・六四
津軽地区	保健保安林	一五五・六二
南部地区	"	八六・三八

公 告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年六月一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 申請のあつた年月日
平成二十四年五月二十一日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人海の里づくり

三 代表者の氏名

大坂 憲一

四 主たる事務所の所在地

青森市安方二丁目九の二三

五 定款に記載された目的

この法人は、青森県内の海の環境に対する未来を考えたために、研究及び啓発する事業を行うことによつて、地域の振興と社会全体の利益に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年六月一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成二十四年五月十七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人あもりの木で地域を支える伝統と技術の会

三 代表者の氏名

大山 重則

四 主たる事務所の所在地

八戸市大字河原木字千刈田七の一

五 定款に記載された目的

この法人は、県産木材の地産地消を推進すると共に日本の木材建築職人の高い技術を広く知らせるため、その活動を支援する団体等による情報交換、情報提供等を行い、それぞれの連携を促進する事により地域の活性化を図ることを目的とする。

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年六月一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成二十四年五月二十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人藤崎町体育協会

三 代表者の氏名

相馬 勝治

四 主たる事務所の所在地

南津軽郡藤崎町大字西豊田一丁目一

五 定款に記載された目的

この法人は、藤崎町におけるスポーツ団体等と地域住民に対して、スポーツ教室や大会等の事業を行い、スポーツの振興と地域住民の健康維持・増進に寄与することを目的とする。

~~~~~  
特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年六月一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成二十四年五月二十二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ニホンザル・フィールドステーション

三 代表者の氏名

伊澤 紘生

四 主たる事務所の所在地

むつ市脇野沢桂沢九〇の一

五 定款に記載された目的

この法人は、自然に親しみ関心を持つ人々や次世代を担う子ども・青少年に対し、野生ニホンザルの生態やその生息環境を通し、自然観察会や調査研究・情報の収集及び提供等の事業を行い、自然環境保全の推進に資するとともに、人と自然の文化的な生活の創造に寄与することを目的とする。

~~~~~  
毒物劇物取扱者試験の施行

平成二十四年毒物劇物取扱者試験を次のとおり施行するので、毒物及び劇物取締法施行規則（昭和二十六年厚生省令第四号）第八条の規定により公告する。

平成二十四年六月一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 試験の期日及び場所（筆記試験、実地試験共に）

1 期日

平成二十四年八月三十日（木）

2 場所

青森市大字浜館字間瀬五八の一

青森県立保健大学

二 受験願書受付期間

平成二十四年六月二十二日（金）から同月二十八日（木）まで。ただし、郵送による場合は、書類が完備されているもの限り、六月二十八日までの消印のあるものは有効とする。

三 受験願書提出先

〒〇三〇 八五七〇

青森市長島一丁目の一

青森県健康福祉部医療薬務課薬務指導グループ

四 その他

受験願書用紙は、県内の各県型保健所及び青森県健康福祉部医療薬務課薬務指導グループで交付する。

試験について不明な点は、青森県健康福祉部医療薬務課薬務指導グループ（電話〇一七 七三四 九二八九）に問い合わせること。

出 先 機 関

土地改良区の役員の就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、浅瀬石川土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十四年六月一日

中南地域県民局長 田 澤 俊 明

区別	氏名	住 所	就任及び退任の年月日
理事	齋藤 哲雄	黒石市大字西馬場尻字村元七五	平成二四・五・一九就任
"	小野育次郎	南津軽郡田舎館村大字高樋字宮本一五	"
"	山口 秀一	北津軽郡板柳町大字柏木字片田野六九の二	"
"	今井 芳美	平川市八幡崎本林一五	"
"	佐山 勇	黒石市大字北田中字田中五の三	"
"	齋藤 公郎	平川市町居山元一四〇	"
"	小杉 繁一	南津軽郡藤崎町大字藤崎字村岡一二	"
"	成田 清行	北津軽郡板柳町大字牡丹森字鴨泊一八五の二	"
"	八木橋和壽	南津軽郡田舎館村大字境森字佃一四三	"
"	神 功	藤崎町大字中野目字早稲田東五	"

監 事	理 事	退 任
佐藤 庄一郎	齋藤 哲雄	三 平川市金屋中松元七七の一七
齋藤 喜洋江	今井 文雄	黒石市大字中川字篠村一〇の一
葛西 廣美	野呂 武壽	南津軽郡藤崎町大字三ツ屋字上前田七六
黒石市新屋栄館一二	黒石市追子野木二丁目一九一の二	平川市市新屋栄館一二
平川市町居南田三五の三	平川市町居南田三五の三	黒石市大字西馬場尻字村元七五
黒石市大字西馬場尻字村元七五	齋藤 哲雄	南津軽郡田舎館村大字境森字佃一四三
北津軽郡板柳町大字牡丹森字鴨泊一八五の二	成田 清行	北津軽郡板柳町大字牡丹森字鴨泊一八五の二
黒石市大字中川字篠村一〇の一	佐藤 隆雄	黒石市大字中川字篠村一〇の一
平川市町居山元一四〇	齊藤 公郎	平川市町居山元一四〇
平川市八幡崎本林一五	今井 芳美	平川市八幡崎本林一五
南津軽郡藤崎町大字中野目字早稲田東五	神 功	三 南津軽郡藤崎町大字中野目字早稲田東五
藤崎町大字藤崎字村岡一二	小杉 繁一	" 藤崎町大字藤崎字村岡一二
田舎館村大字東光寺字稲田一一	清藤 悌次	" 田舎館村大字東光寺字稲田一一
大字高樋字宮本一五	小野育次郎	" 大字高樋字宮本一五
平川市金屋中松元七七の一七	佐藤 庄一郎	平川市金屋中松元七七の一七
北津軽郡板柳町大字柏木字片田野六九の二	山口 秀一	北津軽郡板柳町大字柏木字片田野六九の二
五所川原市大字中泉字松枝一一四	関 常治	五所川原市大字中泉字松枝一一四
北津軽郡鶴田町大字沖字岡田二四一の一	對馬 良智	北津軽郡鶴田町大字沖字岡田二四一の一
平川市高木原田九三	下山 博	平川市高木原田九三
黒石市大字大板町四三	加藤 和夫	黒石市大字大板町四三

土地改良区の役員の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、弘前北部土地改良区から、次のとおり役員の退任の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十四年六月一日

中南地域県民局長 田 澤 俊 明

役員 の 区 別	氏 名	住 所	退任の年月日
理事	小山内 馨	弘前市大字高杉字五反田三二六の三	平成 四・ 五・ 七

土地改良区の役員の就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、津軽平川土地改良区から、次のとおり役員の新任及び退任の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十四年六月一日

中南地域県民局長 田 澤 俊 明

役員 の 区 別	氏 名	住 所	平成 四・ 五・ 七 就任 の 年 月 日
理事	古川 昭二	平川市柏木町柳田一一二	
	工藤 國治	北津軽郡鶴田町大字山道字押眠八二の二	
	一戸 周逸	五所川原市大字藻川字川袋一一	
	古川 尊祥	平川市沖館長田九一の一	
	棟方 健	弘前市大字乳井字館ノ沢八八の一	
	小山内 健一	平川市大光寺一滝本一五三	
	一戸 宏樹	北津軽郡鶴田町大字山道字小泉五三の四	
	佐藤 彦弘	五所川原市大字藻川字川袋二八一の四六	
	樋口 勝彦	平川市日沼高田一七三	
	瀧本 祐一	大光寺二早稲田四六の二	
	相馬 秀則	北津軽郡鶴田町大字大巻字川瀬一一五の	
	石岡 政憲	弘前市大字小比内一丁目一三の二	
	小笠原 進	五所川原市大字田川字高松八三の一	
	相馬 豊	弘前市大字大沢字下村元四三の一	
	三上 祐弘	北津軽郡板柳町大字石野字宮本三三三	
	工藤 繁廣	弘前市大字清水三丁目四の二	
	木村 一彦	五所川原市大字高瀬字一本柳一五八	
	今井 誠弘	平川市館山下扇田五六	

役員 の 区 別	氏 名	住 所	平成 四・ 五・ 七 就任 の 年 月 日
理事	坂本 安仁	北津軽郡鶴田町大字強巻字翁柳二二八	
	北谷 丑信	北津軽郡鶴田町大字鶴田字生松一三一の	
	齋藤 秀弥	弘前市大字石川字長者森七七の二	
	古川 尊祥	平川市沖館長田九一の一	
	三上 祐弘	北津軽郡板柳町大字石野字宮本三三三	
	阿部 守喜	南津軽郡大鰐町大字八幡館字水入五七の	
	古川 昭二	平川市柏木町柳田一一二	
	小山内 健一	平川市大光寺一滝本一五三	
	小笠原 進	五所川原市大字田川字高松八三の一	
	佐藤 彦弘	五所川原市大字藻川字川袋二八一の四六	
	工藤 國治	北津軽郡鶴田町大字山道字押眠八二の二	
	田中 功靖	平川市沖館宮崎一六七の一	
	一戸 周逸	五所川原市大字藻川字川袋一一	
	桑田 功	弘前市大字大沢字下村元一〇〇の一	
	一戸 辰美	北津軽郡鶴田町大字中野字種元二二	
	石岡 政憲	弘前市大字小比内一丁目一三の二	
	杉田利八郎	平川市館田中前田一〇七の八	
	木村 一彦	五所川原市大字高瀬字一本柳一五八	
	工藤 繁廣	弘前市大字清水三丁目四の二	
	坂本 安仁	北津軽郡鶴田町大字強巻字翁柳二二八	

土地改良区の役員の新任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、榎林土地改良区から、次のとおり役員の新任及び退任の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十四年六月一日

上北地域県民局長 中 田 哲

役員 の 区 別	氏 名	住 所	平成 四・ 五・ 七 就任 の 年 月 日
理事	榎林 文昭	上北郡七戸町字花松林ノ根二八の三	
		字竿打川原三四	

公安委員会

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十四年六月一日

青森県警察本部長 山 本 有 一

- 一 物品等の名称及び数量
IC 運転免許証作成機用消耗品 一式
二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県警察本部警務部会計課
青森市新町二丁目三の一
三 契約の方法
随意契約
四 契約の相手方を決定した日

Table with 4 columns: Position (e.g., 監事, 理事), Name (e.g., 荒木田幸之丞, 中村助定), Address (e.g., 字榎林家ノ前一〇), and Status (e.g., 六六の一, 二〇・五三退任).

平成二十四年三月二十六日
契約の相手方の名称及び住所

株式会社DNPアイディーシステム
東京都新宿区新宿四丁目三の一七

六 契約金額

一式当たり 二百九十二万五千九百九十五円
内訳

Table with 4 columns: Item Name (e.g., IC用カード基体, フットランプ), Quantity, Unit, and Amount (e.g., 五十一万五千九百七十円).

呼吸フィルター小	—	個	五千七百七十五円
排出ローラー	—	セット	一万四千七百円
ヒートローラ上	—	セット	四万八千三百円
DU付ブラケットH	—	セット	三万二百四十円
サーミスター	—	セット	三千百五十円
ハロゲンヒートランプ	—	セット	二万二千五十円
ヒートローラ下	—	セット	三万七千八百円
タイミングベルト入口H1	—	セット	七千九百八十円
タイミングベルト入口H2	—	セット	七千三百五十円
ゴムローラーH/R	—	セット	一万二千六百円
ロールEXIT	—	セット	四万四千百円
ロールEXIT/L	—	セット	四万二千円
ロールロアピンチローラー	—	セット	四万四千百円
サーマルヘッド	—	セット	六十八万二千五百円

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項第一号の規定を適用して随意契約によることとしたものである。

八 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたものである。

正

誤

中南地域県民局

発行年月日 平成24年5月27日 発行番号 第二九五七七号	区分	ページ	段	行	誤	正
出先機関	四	下	表中	工藤 国治	工藤 國治	

(発行所・発行人)
青森市長島二丁目一番一号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町二丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭